

# 平成30年4月～！改正労働契約法による無期契約義務化への転換迫る！ 「2018年問題」有期契約社員をめぐる法的な留意点と対応方法 ～時代の変化を見逃すな！いつまでに何をしますか？～

平成25年に改正された労働契約法により、パートや契約社員の通算契約期間が5年を超えると、本人の申し出があれば無期契約に転換させることが義務付けられました。転換の申し込み開始が平成30年4月以降に迫っており、早急に準備が必要です。

本セミナーでは、無期転換への実務対応や有期契約社員の労働条件に関わる法的留意点等「いつまでに何をしなければならないか」を丁寧に解説いたします。

## セミナーの内容

### I 無期労働契約への転換

- (1) いつから無期転換の申込みができるのか
- (2) 申込み方法
- (3) クーリング期間

### II 社内ルールの構築

- (1) 有期雇用者の実態把握
- (2) 無期転換後の労働条件
- (3) 社内規定の作成
- (4) 定年退職後再雇用者の特例適用
- (5) 高度専門職の特例適用

### III 留意点

- (1) 契約更新の手続き
- (2) 無期転換直前の雇止め
- (3) 契約更新の上限設定
- (4) 無期転換申込放棄

※最新の情報を取り入れるため講演内容が変更になる場合がございますので、予めご了承ください。



社会保険労務士・初級産業カウンセラー

のざわ なおこ  
野澤直子氏



慶應義塾大学卒業後、金融機関勤務を経て平成9年社会保険労務士の資格を取得。平成10年1月より舟木経営労務事務所入所、現在に至る。  
全国の商工会議所、法人会および金融系総合研究所において「これからの高齢者雇用対策セミナー」「年金セミナー」「子育て支援に関する実務対応」などの毎年多くのセミナー、講演会の講師を務めている。

- ▶ 日 時 平成30年 **2月9日**(金) 14:00～16:00
- ▶ 会 場 **徳山商工会議所** ▶ 定 員 **30名**
- ▶ 受講料 **3,000円/人(会員)** ※徳山・新南陽・下松・光商工会議所会員  
**5,000円/人(会員外)**
- ▶ 申込方法 下記申込書により、FAX又はE-mailにてお申し込みください。

《主催》徳山商工会議所 中小企業相談所(担当：船井・尾上(昇)) FAX:32-3303 TEL:31-3000  
E-mail:soudan@tokuyama-cci.or.jp

## 『有期契約社員をめぐる法的な留意点と対応方法』(2/9) 受講申込書

徳山商工会議所 行 FAX:0834-32-3303

受 講 者 名	役 職 名	事業所名
		所在地
		派遣担当者
		TEL - FAX -
		E-mail

※駐車場は近隣の有料駐車場をご利用ください。

### ■個人情報のお取り扱いについて

お申し込みの際にご提供いただいたお客様の情報は、当該セミナーの申込受付の管理、運営上の管理に利用するほか、徳山商工会議所が主催する各種事業のご案内(DM及びFAX・E-mail)のために利用させていただきます。

徳山・新南陽・下松・光商工会議所会員 会員・会員外